

ILO書簡絡み、日鉄法一九条問題浮上か

当局強く反発、国労との関係決定的な段階に入る

昭和61年7月10日

国鉄当局は、国労がILO事務局長宛書簡を発したことに対し、その内容が著しく事実を歪曲しているばかりでなく、事実に反する認識を対外的に宣伝し、誤解を生じせしめるという悪意に満ちたものであるとし、書簡の撤回、謝罪等を求めたが、国労は事実に反することをILOへの書簡に書いた覚えはないとの回答をしたため、当局は、信頼関係を強めるための懇談会の持続の意味がないと六月三〇日凍結する旨を通告した。国労は懇談会が存続する間は一九条の危動はないとの見解を持っているが、懇談会は信頼関係が基本であるだけに止むを得ない措置であろう。

当局は自ら窓口を閉ざす考えは持っていないものの基本的部分で対立したままで前進がなければ、国鉄改革のスケジュールが秋には一気に進むことを予想している。事態は対立激化のまま推移することとなり、次期国会が大きな正念場になりそうである。

公企労レポート
ボボ

国労、労使の信頼関係を大きく阻害

事実に反するILO書簡の撤回、謝罪求める

たが、今、どのようにお感じになっていますか】

経営、雇用問題に関する懇談会というのは、五月一二日に国労との間で経営問題全般にわたり、とりわけ雇用問題について忌憚のない意見の交換を行い、信頼関係を確立するため覚書を結んで設置したものです。現在、特に雇用問題が大変な局面を迎えており、経営・雇用問題について労使がざっくばらんに話し合っていき、その中から信頼関係を生み出していくことがどちら二回にわたり開催し、誠意をもって対処してきました。そう場で話合いを始めた矢先に、当局に「国労がILOへの書簡問題で当局に反論したところから折角の労使懇を凍結されることになりまし



国鉄・澄田常務理事

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

す。その中味は、当局は国労とだけ理由もなく雇用安定協約を締結しないとか、あるいは沢山の自殺者が出ておってその原因はあたかもすべて当局にあるかのごとき主張とか、団体交渉開催要求がすべて無視され続いているとか、私どもにとっては誠に心外なものになっている訳です。このような事実に反する中味でI-L-Oに対して書簡が出されたということは誠に心外であり残念です。ですから書簡を撤回してもらいたい、また、内容について誠に申訳ないと謝ってもらいたい、二度とういうことはしないと約束してもらいたいと、この三点を中心にして文書で申し入れました。それ

I-L-O書簡の撤回等、誠意を示せ

ト
に対するようなことをI-L-Oへの書簡に書いた覚えがないといつたことで私どもが要求した三点について明確な答えがありました。折角、信頼関係を築き上げていこうとする私どもの気持がなかなか通じないということでは懇談の場を開いてみても前進がないのではないか、それならしばらくは開催しても無意味だからということで凍結とした訳です。

【それを昨三〇日に国労へ通告した訳ですね】

昭和61年7月10日
そうです。国労の方から私どもが書簡で示した内容について当方の満足するような答があれば直ちに懇談もやり議論はやっていきましょう、話合いをしまじょうという姿勢ですから懇談会設置の覚書を破棄するとかいうことではない訳です。しばらく相手の出方を見守るということです。

【国労は形だけでも懇談会を存続しておけば雇用安定協約を結んだと同じ効果があると言つていま
すが、日鉄法二九条問題が浮上するのですか】
とともに懇談会を設置し、それが設置されている
というだけで日鉄法二九条の発動はないということ

とではないんですね。経営・雇用問題懇談会が覚書を結んで設置されて、その中でお互い忌憚のな

日鉄法二九条絡み、議論の筋が違う

い意見の交換がなされ、労使間の信頼関係が生まれてきさえすれば、問題は内容ですからそういう状態が続いていれば恐らく日鉄法二九条の発動なんてことはあり得ないであろうということでありまして、懇談会が設置されているということだけで日鉄法二九条の発動がないということに直ぐつなげた議論というのは全々話が違う訳です。実質的に信頼関係にあるかどうかという点が大事なんです。私どもは理由もなく国労との間に雇用安定協約の締結を拒否しているということではない

訳です。労使共同宣言、これが国鉄の経営問題、雇用問題の重大性を認識した場合に国鉄労使間のるべき姿であると私どもは考えていますので、労使共同宣言の考え方と同調していただければ雇用安定協約は結びましようというのが基本姿勢です。ですから何も国労だから結ばないとかいうことではなくて、そういう考え方と同調していただければ直ちに結びましょうと言っている訳です。そのことを十分理解してもらって歩み寄つてもらえばという気持です。懇談会の場でも雇用安定協約の中味についてどこが不満だとか、どういう点に問題があるとか大いに述べてくれと。我々も大いに議論しまじょうということで臨んでいる訳ですから、ここが国労に越えてもらわなければならない一つのハードルではないかと思います。乗り越えてももらいたいと希望する訳です。

【I-L-Oに書簡を出した以上、あれは間違いでし
たということは不可能な気がしますが】
ただ、国際舞台に出そが何であろうが、事実に反することを出してもらっては異合いか悪い訳で

昭和61年7月10日

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

17

すし、問題は書簡の中味が的確な正しいものでないと誤解を招きますし、国鉄がとっている態度は、一番大事なことではないかと考えています。それが労使関係において信頼関係を築く一番基本的な一つも嘘を言つてはいかんと、間違ったことを言つてはいかんと、これが一番基本だと思います。

もう一つは、I-L-Oへ言うなら折角懇談会をやっている訳ですから何故その席上で私どもに言われないのかということも残念ですね。

【国労は当局が真実でない、事実を歪曲していると指摘したことに対して、どう回答しているので

【ボトム】
レ
私どもの指摘に直接答えていませんで「事実を歪曲した書簡をI-L-Oに送付したことはございませんし、今後もそのようなことをする考えは国労にはないことを明らかにします」とは書いてあります、具体的にこういうことだとは言つていないです。

【ボトム】
レ
私どもの指摘に直接答えていませんで「事実を歪曲した書簡をI-L-Oに送付したことはございませんし、今後もそのようなことをする考えは国労にはないことを明らかにします」とは書いてあります、具体的にこういうことだとは言つていないです。

【ボトム】
レ
私は自由でしようということなんですね。要するに国鉄が文句があるならI-L-Oに書面で言って下さいということですから問題なんですね。I-L-O対国労との関係をどうこうと私どもは言つてゐる訳ではないんで、あくまでも労使関係の中で主義則は守つて下さいと言つたにもかかわらず守つてくれませんでしたね、と話したのですが、事実の歪曲という指摘について国労は全くノーコメントとして「それについてのそういうやり方はお宅

がいつもやるやり方ですね」ということだったようですね。ですから、明確な答えは得られなかった訳です。

しかし、私どもは自分らから懇談会の場を閉ざそうとか窓口をしめてしまおうという気持は毛頭ありませんで、もともと懇談会は経営・雇用問題についてお互いに議論を開わせて是は是、非は非、お互いに主張すべきは主張して信頼関係を生み出していこうということですから、自分らから窓口を開さず気持は毛頭持つていません。しかしながらそれには相手方もこれに相応した態度を示してもらいたいと思います。ですから私どもの申入れにまともに対応していただきたいですね。

【結局、考え方、基本方針が全く違うということですね】

「生活基盤を守る」共通認識を持つ

現在、私どもは、国鉄改革に向つて進んでいる訳ですが、国鉄改革にあたり、眞面目に働く意思のある職員がその生活の基盤を失うようなことがあつてはならないという点について、労使は共通の認識を持つべきであり、それらの職員に十分な雇用の場を確保するためには、経営全般にわたる労使の自助努力に対する国民各層の信頼と共感を得て初めて可能になると考へています。この趣旨から労使共同宣言を提起したのです。その内容は、国鉄職員なら誰でもなるほどと思つてもらえる極めて常識的なものであり、動労、鉄労、全施労は直ちに締結してくれましたし、その後結成された真国労も締結してくれました。国労でも今の職員の置かれた立場、雇用の重大性などは十分わかっているはずですから、同調してもらえないはずはないという気持で提起した内容なんです。どうしても考え方が違うんだとなればこれは難しいですね。私どもは、労使共同宣言の内容については一

般の国民各層の方々の共感が得られていると確信しています。

【労使の距離が大きい時、国労の出方を静観するということでは当局が考えておられることは不可能ではという感じがしますが】

したがって、これから改革に向ってあまり日時もありませんので、ただ手をこまねいて静観していのではなくて、私どもなりに打つべき手を残された時間を考えながら着々と打つていかなければ

理解を得ながら残り時間に対処

ならないと思っています。国労から基本的な協力が得られるか得られないか、ただ見守っている訳にはいきませんので打つべき手は打つべき時期に打っていくと。そしてこれに協力願える組合は大いに協力し、国労にもどんどん提起していく議論もするつもりですし、また交渉すべきものは交渉します。しかしながらそれが「うん」と言つ

てもらえないからと言つて実施しない訳にいきませんから十分理解を得るべく努力はしますが、着々と手を打つて実施していくつもりです。

【いずれにしても国労との厳しい対応はこれからも避けて通れないという感じがしますね】

そうですね。これからおそらく次の臨時国会あたりで再び国鉄改革法案が上提され集中的な審議が行われる、それが十分審議を頂いた上で速みやかに可決成立ということを望んでいますが、そうなれば国鉄改革のスケジュールは一気に進む段階が来ると思います。そうなってきた場合に抜き差しならぬ対決などということではなくて、職員全体の幸せのために私どもも極力理解を得る努力をするつもりですが、職員の雇用という一番大切な生活の基盤を確保するということから、もつともっと私どもの考え方へ歩み寄ってもらいたいと思っています。

(文責記者)



国労・秋山企画部長

信義の問題として率直に反省

【ILO事務局長に書簡を送られた趣旨はどうい

うことですか】

労使信義の問題としては率直に反省

ILO提訴の眞意を受け止めて欲しい

昨年一月、ILO内部で日本の国鉄問題で一つの決議があり、ヨーロッパでも非常に関心が強いといふこともあって注目されましたから、そういう国際組織にうつたえる機会があればと思つていました。そういう中で昨年二月、ILOに書簡を送り、国鉄問題についての国労の考え方をうたえたわけです。これに基づき、ILOは日本政府に対し現状の報告を求めたという経緯があります。ところが日本政府はこれに回答しないという

状況は政府が法案を提出した段階にきており、こ
うした事実についてもう一度I-L-Oに報告すると
同時に再度国労としての考え方をのべ、しかるべき
方法がとれるものならとていただきたいとい
うことで書簡を送ったということです。

【その書簡の内容が事実と相違する、信義違反と
して問題になっているわけですが】

今回の二回目の書簡を送るとき、当局に対して事
前に申出ておくべきだったと今思っています。こ
れは個人的な私の手落ちです。この点は、労働課
長、職員局次長にも申上げました。いずれにして

改革法一二三条問題が提訴の趣旨

も労使の信義という点では一つ反省しています。

ただ、今回の書簡の最大のポイントは、政府がす
べて法律案として提起したなかで改革法一二三条に
かかわるものが最も重要だと考えており、団体交
渉が形骸化、団体交渉抜きでということは、まさ
に二三条について私どもが指摘しているところで
あって、それでいけば労働者の選別規準とか採用
手数は、ほとんど政府と、設立委員と、国鉄当局の
手によって決定し、そこに労組は何ら参与できな
い仕組になっています。それは誰が何といおうと
明らかに労組無視、団体交渉無視であり、國家規
模の不当労働行為であるということをI-L-Oにう
つたえたかった、というのが真意です。

【別法人の採用権であり、国鉄ではそれを決める
権限はないとのではありませんか】

しかし、世の中から見てどうでしょうか。一時期
民間でよく偽装倒産という手が使われましたが、
私は今回の改革法一二三条は国家が公然とこれをや
つたのだと思います。現在の国鉄労働者を新しい
事業体に引きついでいくときに、労働条件、だれ
を連れていくかという採用規準、そういうものを

にまかり通るのか、あるいは日本政府も労働行政
としてそういうことを許容するかどうかというこ
とが問われるのではないかと思います。これは一
に国鉄だけの問題ではないでしょう。

当局からは、たしかにこれについて三点の申入れ
がありました。これはI-L-Oに提訴した国労の
英文を当局が和訳したものを持って申出てきて
るとわれわれは思っています。ひとつは英文をど
う訳そうが、それほど大きな違いはありませんが
随所にあらわれるニュアンス、その文脈の意図す
るところは、やはり日本文の原文を基本に考えて
もらいたかったと思っています。

虚偽云々はニュアンスの問題

【当局の指摘した三点は書簡にはないのですか】

あります。たとえば六一名の自殺者が出来たと記述
しています。しかし私どもの原文では、六一人も
の国鉄労働者が当局の退職強要とかあるいはその
他の生活不安などによって自殺しているという現
実があるという記述です。当局からの文書をみま
すと、六一人の自殺者の原因がすべて当局にある
と国労が申立てているのは虚偽だ、ウソだとい
われですが、そこはニュアンスの問題だと思います。
私どももその辺は十分に配慮して現状を正しくI
L-Oの関係者に理解していただくと同時に、でき
るだけ問題を生じないように文章は作つたつもり
ですが、それは受け取り方の問題ですね。文章に
表われた一つの事柄についてこれが嘘だとかあれ
がでたらめだとかいうことを指摘されるよりも、
われわれがI-L-Oに何を伝えたかったのかという
ことを正しく受止めていただければという気持で
す。

【当局は硬化し、陳謝、撤回、今後の約束の三点
をあげているわけですが】

われわれは、あえて嘘やねつ造をしたつもりはあ

りませんし、表現の一つ一つをあれこれいよいよも、問題の本質と、書簡を送った経過やいきさつを正しく認識してほしいとの一点で回答申上げたわけで当局のいわれる三点と真向からかみ合って、いい合うつもりはないのです。

【しかし、結果として懇談会は中断ということになり、国労としては、これが続く限り二九条四項の発動はない、雇用安定協約と同じ意味合いをもつとの判断に立たれていたようですが】

第二回の懇談会のとき、通常国会でのやりとりで総裁が答えた部分について、国労はさように認識してもらいたいという話がありましたから、私はもは懇談会があれば二九条四項を発動しないと約束したという認識は必ずしもありません。問題は懇談会を継続し、労使の信頼関係をそこで回復するという道筋のなかで、当局は二九条四項の発動を行なうことはありえないだろと受止めていたのれで、今回の懇談会凍結という問題が直接二九条四項にかかるとか、かかわらないとかの決断を当局がするとは思いません。

一〇問題は国労攻撃の口実か

【懇談会があるうとなからうと、雇用安定協約がない以上、日鉄法二九条四項の発動があるということですか】

当局は、法的には雇用安定協約がないのだから、二九条四項発動という問題は存在している、しかしできるだけしたくないと繰り返しています。われわれも、それが絶対にないと、確信をもって約束しているわけではありませんからそこまではいい切れませんが、もし当局が、国労だけに集中して行なうという真意があるとすれば、別の次元の問題ではないでしょうか。

【その場合国労はどういう対応をとりますか】

結局、国鉄改革について国労が既定の流れをなぜ

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

認めないのか、なぜ現実を認めたらうえで職員の雇用に取組まないのかというのが、当局の国労に対する不信感だと思います。今回のI-S-O書簡の問題も、労使の信義を裏切るとか、嘘とねつ造にみちているとかいますが、それはむしろ枝葉の問題で、国労が現在でも政府の提唱する分割民営に反対している、あるいは当局の改革案に異論をもつて抵抗するということがけしからんというふうに聞こえて仕方がありません。

改革問題については話合いたい

改革についてはわれわれも認めており、その手法、方法は労使の中でも議論していいわけです。またそれに意見の違いがあつたとしても、現実に余剰人員が数万人おり、なおふえる事実は認めているのですから、それはそれとして話はできる筈です。

【懇談会は忌憚のない意見交換、信頼回復の場とならず、覚書の主旨に反するということですが】

今日の当局のさまざまな手法のなかで、ひょっとこに別の邪念があるのでないかという不信感を私は強くもたざるを得ません。つまり、国鉄の改革を進め、真の国鉄の再建が可能であるではないでしょうか。ここが問題です。

【真の国鉄改革、鉄道の再生には最低共同宣言の条件が必要では】

共同宣言をあらためて読みましたが、今社会的にも政治的にも、国民的にも、あれが国鉄にさまざま人の力をかしていただくためのベースになっているのか私自身はとてもそんな価値があるものとは思えません。むしろ安全輸送、サービスの向上についてしっかりやることを内外に表明したいと思います。それを、共同宣言を踏絵にして、あれこれいいうのは乱暴ではないでしょうか。別の図があるならば、もつとはつきり言えばよいと思います。